

お 知 ら せ

平成27年6月4日

佐伯市南部海域（猪串湾、小蒲江湾、蒲江湾）における 天然二枚貝の採捕・出荷の自主規制措置の解除について

佐伯市猪串湾で採取されたアサリについて、県は平成26年12月11日に貝毒検査を実施し、規制値※1を上回る麻痺性貝毒を検出したことから、同日付けで大分県漁業協同組合及び佐伯市に対し、天然二枚貝の採捕・出荷の自主規制を行うよう要請してきたところです。

このたび、検査結果が以下のとおり3週間連続して規制値を下まわったことから、農林水産省消費・安全局長通知（平成27年3月6日付け26消安第6073号）に基づき本日付けで当該自主規制措置を解除することになりましたのでお知らせします。

記

1 規制解除対象種 天然二枚貝（ムラサキイガイを除く）

2 規制解除海域 佐伯市 猪串湾、小蒲江湾、蒲江湾

3 貝毒検査結果

貝の種類	採取地	検査部位	採取月日	検査月日	検査値 (MU/g)	検査機関
天然アサリ	佐伯市 猪串湾	可食部 (むき身)	H26.12.8	H26.12.11	9.9	大分県 衛生環境研究 センター
			H27.5.15	H27.5.21	N.D ※2	
			H27.5.22	H27.5.28	2.0	
			H27.5.29	H27.6.4	N.D	

※1 規制値：可食部1gあたりの貝毒 4MU/g

※2 N.D：検出限界値（1.75MU/g）未満

4 今後の対応 引き続きプランクトン調査及び貝毒検査を行い、安全性の点検に務める。

5 その他

- ・平成11年3月4日から蒲江南部海域（猪串湾、小蒲江湾、蒲江湾、名護屋湾）において採捕規制を行っているムラサキイガイについては、引き続き規制を継続している。
- ・なお、県内の他の海域（豊前海、守江湾、臼杵湾、佐伯湾、入津湾等）の二枚貝については、貝の毒化を引き起こす原因プランクトンが確認されていないので、毒化の恐れはない。

（問い合わせ先）

農林水産部 漁業管理課
団体流通班 大塚、大石
TEL 097-506-3915

天然二枚貝の自主規制解除海域 (猪串湾、小蒲江湾、蒲江湾)



農林水産省消費・安全局長通知抜粋

(大分県知事あて平成27年3月6日付け26消安第6073号)

1. 貝毒の監視

(3) 貝毒の監視方法

都道府県は、監視を行う生産海域において、調査点を定め、貝毒が蓄積するおそれのある期間内には少なくとも週1回、二枚貝等の検査を行い毒量を測定し、監視を行う。当該検査の実施に当たっては、都道府県は、漁業協同組合等の漁業者団体、漁業者等と連携して実施することができる。

2. 貝毒の発生時における監視の強化及び出荷の自主規制

(1) 1の監視の結果、二枚貝における可食部の毒量(以下「可食部毒量」という。)が一定量(麻痺性貝毒については2MU/g、下痢性貝毒については0.05mg0A当量/kgを目安とする。)を超えた場合は、通常時の監視やその他の措置の状況を踏まえて、調査点数の増加、検査間隔の短縮等を行い監視を強化する。また、可食部毒量が一定量を超え、かつ、毒量が経時的に増加する傾向が見られた場合等には、都道府県は、必要に応じて(2)の措置を実施するよう、関係団体及び関係漁業者等に対し周知する。

(2) 1の監視の結果、可食部毒量が規制値(麻痺性貝毒については4MU/g、下痢性貝毒については0.16mg0A当量/kgとする。)を超えた場合には、都道府県は、関係団体及び関係漁業者等に対し、当該生産海域における二枚貝等の出荷の自主規制を要請する。また、当該生産海域において、複数の種の二枚貝等が生産されている場合であって、種ごとに出荷の自主規制を行うときは、自主規制の対象としない種について貝毒検査を実施し、規制値以下であることを確認する。

(3) 出荷の自主規制が行われている生産海域又は種に係る貝毒検査の結果、全ての検体の可食部毒量が規制値以下となり、かつ、当該検査の1週間後及び2週間後に実施される検査においても同様の結果が全ての検体から得られた場合は、当該生産海域又は種について二枚貝等の出荷を再開することができる。なお、これによらず出荷を再開しようとする場合は、当該二枚貝等の貝毒の蓄積や低下に関する科学的知見及び可食部毒量の検査の結果に基づき、規制値を超える二枚貝等が出荷されないよう十分注意する。

※ MU: マウスユニット。1 MUは体重20gのマウスを15分間で死なせる毒力